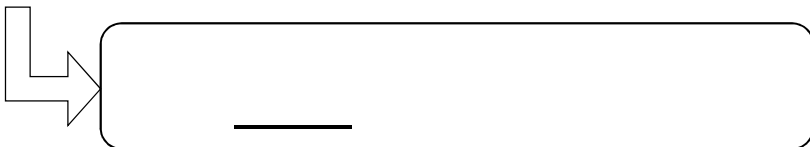


保育の必要性の認定に関する基準

この資料は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の条文を基に構成したものです。

保育の必要性の認定に係る事由について、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次のいずれかに該当すること。

- (1) 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。



現行の保育所入所基準における下限就労時間である52時間とする。

- (2) 妊娠中である又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）の常時介護又は看護をしていること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 就学していること。
- (8) 虐待やDVのおそれがあること。
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。
- (10) その他これらに類するものとして市町村が認める事由に該当すること。